DIY プラン規約

コンピュータ・ソフトウェア関連発明、ビジネスモデル発明

2025/1/1

弁理士法人パテントボックス

DIYプラン(10万円)は、基本的に特許申請に必要な書類をお客様に作成いただく ことで、出願時の手数料を削減するプランです。

このため、お客様で作成頂いた初回原稿(少なくとも特許明細書及び図面相当)をまず 弊所にお送り頂き、DIYプランでお受けさせて頂けるかどうかを確認させて頂いており ます。なお、特許明細書のご経験が全くない方などでDIYプランにてお客様側による原 稿書類の作成・進行が難しいと判断させて頂いた場合やDIYプランで想定する原稿量を 超える場合などは、DIYプランを適用することはできませんので、ご了承のほど宜しく お願いいたします。

DIY プラン条件(コンピュータ・ソフトウェア関連発明、ビジネスモデル発明の場合):

- ・小規模企業(法人・個人事業主)、中小スタートアップ企業(法人・個人事業主)等
- ・<u>DIYプランにてお客様側による原稿書類の作成・進行が可能と判断させて頂いたお</u> <u>客様</u>
- ・DIYプランの原稿は、明細書 6 頁、請求項 5 項、要約書、図面 5 コ以内を目安としておりますが、一般に、 $\underline{ソフトウェア関連発明、ビジネスモデル発明等の場合は</u>、ほとんどのケースで目安を超え記載ページが多くなること、分野難易度が高いことから、<math>\underline{-律発</u>明分野加算¥50,000 (税別) を別途お申し受けます。$
- ・ご依頼後、1週間以内に着手金(10万円又は出願時費用全額)をお振込み可能な 方。なお、お振込み頂いた着手金は、手続き完了後に、ご請求書金額から着手金を差し引 きます(清算)。

D I Yプランの特許出願までの流れ:

ステップ1:お問合せ

ステップ2:お客様→弊所へお客様で作成頂いた初回原稿(少なくとも特許明細書(ワ

ード等)及び図面相当の原稿データ)の送付

ステップ3:弊所→お客様へDIYプラン可否確認のご連絡

ステップ4:お客様→弊所へ記入済みの依頼書をメールにて送付

ステップ5:お客様→弊所へ着手金のお振込み

ステップ6:弊所側にて原稿のチェック・校正作業、及び、お客様側にて原稿修正作業

(2往復以内、2週間程度を想定)

ステップ7:弊所側にて特許庁への特出願手続き

ステップ8:弊所→お客様へ完了報告及び請求書の送付

ステップ9:お支払いは、請求書金額から着手金を差し引いた金額をお振込み下さい。

(1) 出願~(4) 登録までの概算費用のご案内:

(DIY プラン・コンピュータ・ソフトウェア関連発明、ビジネスモデル発明)

(1) 出願時

基本出願手数料 (DIY)¥100,000 (税別)発明分野加算¥50,000 (税別)特許印紙代¥14,000 (非課税)

(2) 審査請求時

審査請求手数料 ¥0 (出願と同時に審査請求する場合は無料)

審査請求印紙代 約¥60,000 (非課税・1/3 減免適用後)

減免申請手数料 ¥5,000 (税別)

※審査請求手数料は、出願と同時に審査請求しない場合は、審査請求手数料¥15,000 (税別) を別途申し受けます。

※上記審査請求印紙代は、減免適用後の費用です。基本的に小規模企業(法人・個人事業主)、中小スタートアップ企業などは 1/3 減免対象となります。単なる個人は対象となっていません。

詳細はこちら https://www.jpo.go.jp/system/process/tesuryo/genmen/genmensochi.html ※早期審査を希望される場合は、早期審査手数料¥20,000(税別)を別途お申し受けます。

(3) 拒絶理由通知時

中間対応費用(補正書·意見書) ¥100,000(税別)

※拒絶理由通知が通知されない場合はかかりません(一発登録の場合など)。拒絶理由 通知は1回のケースが多いですが、ケースによっては2回発生する場合もあります。

(4) 登録時費用

登録納付手数料+成功報酬 ¥90,000 (税別)

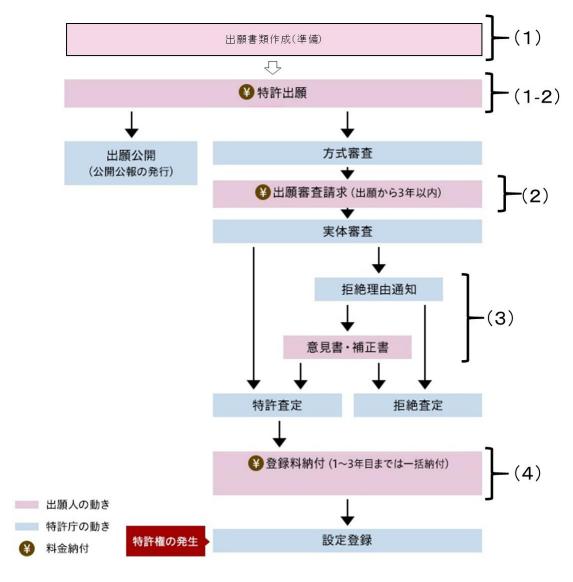
設定登録印紙代 約¥5,000(非課税·1/3減免適用後)

減免申請手数料 ¥5,000 (税別)

※特許査定が通知されない場合はかかりません(登録にならなかった場合など)。

※ご請求時期は、各手続き完了毎になります。

参考:特許出願~登録までの流れ



- (1) 出願書類を作成します。
- (1-2) 特許庁に出願書類を特許庁に申請します。
- (2) 特許庁に出願審査請求の手続きを行います。出願審査請求は、出願日から3年以内に行うことができます。
- (3) 審査の結果、特許にできない場合に、「拒絶理由通知書」が通知されます。あわせて出願人には補正(修正)の機会が与えられます。「拒絶理由通知書」を受けて補正する場合、特許庁に「意見書・補正書」を提出します。
- (4) 「特許査定」が通知された場合、登録料納付の手続きを行います。特許登録番号が 付与され、特許権が発生します。

初めてだったらここを読む~特許出願のいろは~

https://www.jpo.go.jp/system/basic/patent/index.html